

森林系技術者養成事業運営委員会設置要領

第1 趣 旨

森林の多様な機能を持続的に発揮させていくための森林の管理・経営を的確に行うためには、森林の多様な機能に係る技術者すなわち森林系技術者の養成・確保を積極的に図る必要がある。このため、一般社団法人日本森林技術協会（以下「日林協」という。）は、わが国における森林系技術者の養成・確保の一翼を担う事業として「森林系技術者養成事業」（以下「事業」という。）を行うこととし、その円滑・適正化を期すため「森林系技術者養成事業運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置する。

事業は、日林協理事長(以下「理事長」という。)が別に定める「林業技士養成事業」及び「森林情報士養成事業」とする。

第2 構成等

運営委員会は、森林・林業各分野における学識経験者、技術者、経営者等から、理事長の委嘱する若干名の委員をもって構成し、運営委員会の委員長は委員の互選により選出する。

第3 審議事項

運営委員会は、主として次の事項について審議する。

- 1 事業で行うべき事業活動
- 2 事業で養成する技術者の資格認定、分野別資格要件、研修、資格認定基準及び森林情報士2級資格養成機関の審査等の事業の運営に関する基本的な事項
- 3 林業技士、森林情報士及び同2級資格養成機関の認定に係る審査
- 4 事業で取得した資格の活用の推進方策

第4 事業の実施

理事長は第3の審議結果を尊重し、事業の適正な実施を図る。

第5 事務局

運営委員会の事務局は、日林協管理・普及部に置く。

第6 その他

この要領に定めのない事項については、その都度委員の協議により決定する。

付則

この要領は、平成13年4月1日より施行する。

この要領は、平成19年4月1日より施行する。

この要領は、平成23年4月1日より施行する。

この要領は、平成24年4月1日より施行する。(最終改正)